

平成 22 年 4 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 欠損法人の割合は 71.5% ～過去最悪の状況～

国税庁が発表した平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日～21 年 3 月 31 日）の法人企業の実態調査によりますと、なんと **71.5%**が欠損法人であることがわかりました。

過去最悪の欠損法人割合となりました。いかに深刻な不況であることが税務申告の面からもわかります。

これは、20 年 4 月から 21 年 3 月までの状況ですので、その後の状況はさらに悪化している可能性があります。

### 【国税庁の法人実態調査の内容】

- ①全国の法人数・・・260 万 3365 社（0.4%増加）
- ②連結子会社を除いた法人数・・・259 万 7108 社
- ③②のうち欠損法人数・・・185 万 6575 社
- ④欠損法人の割合・・・③÷②=71.5%
- ※平成 19 年度の欠損法人割合・・・67.1%
- 平成 11 年度の欠損法人割合・・・69.9%
  
- ⑤利益計上法人の営業収入金額・・・834 兆 5336 億円（27%減少）
- ⑥利益計上法人の所得金額・・・35 兆 2209 億円（36.2%減少）
- ⑦所得率 ⑥÷⑤=4.2%
  
- ⑧交際費等の支出 3 兆 2261 億円（4.6%減少）